

司法書士がお答えします

高齢者・障がい者のための 成年後見 無料電話相談会

～私の大切な家族が認知症になったら 私が将来認知症になったら～
成年後見制度は、権利や財産を守る身近な仕組みです。

開催日時

令和2年 12月12日(土) 10時から16時

電話番号

048-872-8055 (当日のみ通話可。通話料は有料。)

遺産分割協議をしたい
けど、父が認知症で
どうしたらよいか

年金が母のために
つかわれていない
みたい…どうしよう

夫婦二人きりの生活です…
互いの介護が必要になった
ときの預貯金管理などが心配

知的障がいの子供のことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配



つながる、支える。

常設無料相談も御利用ください。
詳細は裏面です。

主催

埼玉司法書士会 <http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/>

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 <http://ls-saitama.jp/>

問合せ

埼玉司法書士会事務局 048-863-7861

成年後見制度に関するQ & A

Q1 実家の母から、「銀行でおろしてきたお金を無くした、通帳を無くした。」と、毎日、電話がかかってくるようになりました。後見人をつけてお金の管理をしてもらいたいのですが、その手続きを教えてください。

A 後見人を選任してもらうには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に、「後見等の開始の審判」の申立てをしなければなりません。申立てをする人は、本人、配偶者、4親等内の親族(子・兄弟姉妹・甥・姪等)です。申立書には、本人の診断書なども必要になります。司法書士は、その申立ての支援を行うことができますので、まずは、お近くの司法書士に御相談ください。

Q2 実家の父は一人暮らしをしています。久しぶりに実家に帰ったのですが、リフォームしたばかりの屋根がまたリフォームされていました。不要な契約を繰り返さないために、成年後見制度を利用することはできますか？

A 高齢になり認知症などのために判断能力が低下してしまい、不必要な契約を繰り返してしまうといった消費者被害から本人の財産を守るため、後見制度を利用することができます。後見人等が、本人の代わりに不必要な契約の無効を主張したり、取り消すことによって本人の財産を保護します。

Q3 知的障がい者の息子がいます。今まで私が全て面倒を見てきましたが私も歳をとって段々大変になってきました。また、私が亡くなってからの息子の生活も心配です。今からできることはありますか？

A 知的障がいのある方でも成年後見制度を利用できます。知的障がいの程度や必要に応じて、後見人等が身上監護、財産管理等を行い御本人の生活を支援します。成年後見制度の利用を検討してみてもいいでしょうか。

Q4 私には頼れる身寄りがいません。将来のために今から後見制度を利用することはできますか？

A 後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。判断能力がある元気なうちは任意後見制度を利用することになります。任意後見制度は、将来のために、自分が選んだ信頼できる方に任意後見人をお願いし、その方と契約することになります。信頼できる方が身近にいない場合は、司法書士が後見人になることもできますので、お近くの司法書士に御相談ください。

常設相談会

・電話による相談(無料) 相談専用電話番号：048-838-1889

相談区分	相談日時
成年後見相談	毎週火曜日 13:00～16:00(祝日、年末年始、8/13～15を除く)

・面談による相談(完全予約制)(無料) 予約受付時間 平日10:00～16:00(祝日、年末年始、8/13～15を除く)

名称	所在地	予約専用電話番号
浦和総合相談センター	さいたま市浦和区高砂3-16-58 埼玉司法書士会館108号室	048-838-7472
県北総合相談センター	(会場:熊谷市立商工会館) 熊谷市宮町2-39	
越谷総合相談センター	越谷市越ヶ谷2-8-24 森田ビル202号室	
西部総合相談センター	(会場:ウェスタ川越) 川越市新宿町1-17-17	

※面談による相談は、新型コロナウイルスの感染状況により、休止になる場合があります。